

## (6) 駐車場

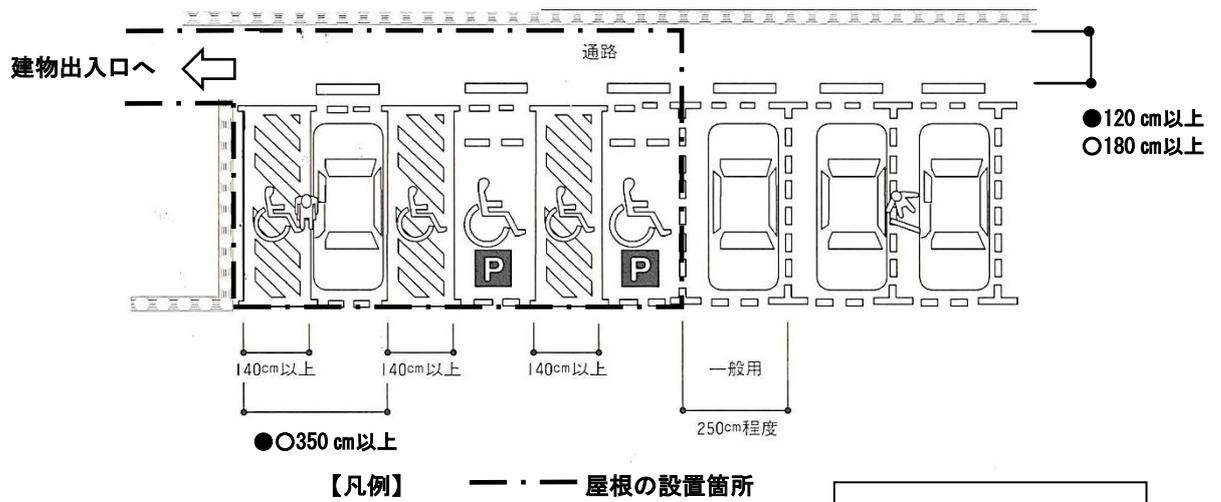
特定施設整備基準	目標となる基準
<p>ア 車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること（特定施設に付属する駐車場で、特殊装置のみを用いるもの又は駐車台数が 25 台未満のものを除く。）。</p>	<p>ア 駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の、駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数に2を加えて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること（特定施設に付属する駐車場で特殊装置のみを用いるものを除く。）。</p>
<p>イ 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p>	<p>イ 車いす使用者用駐車施設は、規則別表第2の1の(6)のイの(イ)及び(ウ)に定める基準に適合するものとし、かつ、車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>(ア) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	
<p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p>	
<p>(ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>	<p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>
<p></p>	<p>エ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設までには、降雨及び降雪の影響を低減するための屋根等を設けること。</p>

### 基準解説

<p>車いす使用者用駐車施設の設定等</p>	<p>アでは、車いす使用者が利用できる駐車施設（区画）を1以上設けることを求めている。ここでいう「駐車場」には、従業員専用のもの、共同住宅に付属する居住者専用のもの、月極駐車場として利用される部分は含まれない。</p>	<p></p>
------------------------	---	---------

<p><b>特殊装置</b></p>	<p>また、目標となる基準では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車台数が 200 以下の場合 駐車台数の 1/50 以上（1 未満の場合は切下げ）</li> <li>・ 駐車台数が 200 を超える場合 駐車台数の 1/100 に 2 を加えて得た数以上（<i>リ</i>）である。</li> </ul> <p>アの「特殊装置のみ用いるもの」とは、いわゆる機械式駐車施設をさす。また、特殊装置とその他の形式の駐車場（例えば自走式等）を併設している場合は、特殊装置以外の部分の駐車台数により 25 台以上かどうかを判断することになる。</p> <p>なお、バリアフリー法では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上を車いす使用者用駐車施設にすることを求めている。</p>	
<p><b>車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口</b></p>	<p>ウの「車いす使用者用駐車施設の位置は、直接地上へ通ずる出入口のほか、駐車場へ通ずる出入口、不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口も含まれる。</p>	
<p><b>設置位置</b></p>	<p>イの（ア）の車いす使用者用駐車施設の位置は、直接地上へ通ずる出入口や駐車場へ通ずる出入口から近い位置に設けることを求めている。これは車いす使用者の移動距離をできるだけ短くしようとする趣旨である。</p>	
<p><b>大きさ</b></p>	<p>イの（イ）の幅の 350 センチメートルは、車体幅 210 センチメートルに車いす使用者乗降部分として 140 センチメートルを加えたものである。</p>	<p><b>図-29</b></p>
<p><b>表示</b></p>	<p>イの（ウ）の表示は、自動車が増車すると隠れてしまう箇所ではなく、立て看板等の見やすい方法で表示することを求めている。</p>	<p><b>図-30</b></p>
<p><b>駐車場内の通路</b></p>	<p>駐車場内の通路の規定に（7）[敷地内の通路の基準]のエの視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者がこの通路を通行する際には、運転手等の視覚障がい者以外の者の同行が想定されるためである。</p> <p>また、目標となる基準では、通路の幅は車いす同士が行き違いやすい寸法として 180 センチメートル以上としている。</p>	
<p><b>屋根等の設置</b></p>	<p>目標となる基準では、車いす使用者用駐車施設へ通ずる（1）に定める構造の出入口から車いす使用者用施設までの通路と車いす使用者用駐車施設には、車いす利用者の乗降時や建物までの通行において、降雨及び降雪の影響を少なくするため、屋根等を設けることを規定している。</p>	<p><b>図-29</b></p>

車いす使用者用駐車施設の設置例 図-29



車いす使用者用駐車施設を設置した旨の表示例 図-30



[出典：法設計標準]